







# 弁護士たちが語る 労働審判

## 第6回 直接的な証拠のない長時間労働、パワハラ

弁護士 佐渡島 啓



本連載では、毎回、労働審判に携わる弁護士の立場から、特徴的な事案を取り上げ、その内容と参考となるポイントを解説していただきます。事例を通じて、労務トラブルが生じない人事労務のあり方を考えていくための参考になれば幸いです。

### 事案の概要

相手方は、食品スーパーマーケット・チェーンを首都圏で展開する大手の株式会社であり、申立人（本件当時20歳代・女性）は、期限の定めのない正社員として、本件申立まで約4年間、相手方会社で勤務していた労働者でした。

申立人は、2009年9月に開店した相手方の新規店に配属されて以降、サービス残業を強いられました。具体的には、新規店では、従業員の出勤時間は午前7時、8時、9時、10時とシフトが組まれていたにもかかわらず、申立人は、直属の上司（以下、甲）から、どの時間帯のシフトに入っても、新規店の解雇時間である午前7時に出勤するように指示され、また、シフト上の業務終了時間後も、長時間の残業を余儀なくされました。しかし、タイムカードはシフトどおりの時間に打刻するように指示されていたのです。

また、申立人は、この甲から数々のパワハラを受けていました。たとえば、新規店の従業員のシフトは甲が作成し、5、6日ごとに公休が入るようになっていたにもかかわらず2009～2010年の年末年始のシフトでは、申立人だけが連続して10日間も出勤するシフトをつくられていました。

また、申立人の母が体調不良により入院し、集中治療室に入る事となったため、申立人が甲に対し、翌日の休暇を申請したところ、甲は「いいよ。その代わ

り俺に何してくれるの？」と無神経な発言をしたり、申立人の母が死亡した直後には、甲が仕事のため家を外出し、申立人に対し「もしも店長が俺のこと探していたら『俺は死んだ』と言っておいて」と申立人の母の死亡を通告させる発言をしました。

このような長時間労働および甲からのパワハラが続き、申立人はしだいに発熱やめまい、立ちくらみといった体調の異常を生じ、病院で受診するようになりました。申立人は、体調の異常を甲に報告しましたが、その後も上記のサービス残業が軽減されることはなく、新規店での勤務開始から約1年後の2010年8月下旬、申立人はいよいよ体調を悪化させ、休職することになりました。

### 審判のプロセス

休職後、申立人は相手方に対して、時間外手当（約146万円）とパワハラについては使用者責任に基づく損害賠償（100万円）を請求しました。これに対し、相手方は、労働時間についてはシフトどおり（つまり、タイムカードどおり）だとの反論を行いました。

しかし、申立人は、新規店でのあまりのサービス残業の多さに、新規店で勤務を開始してからしばらくした後、自宅のパソコンに毎日の出勤時間を記録するようになっていました。

そこで、この裏付けとして申立人は、勤務開始時間については、新規店が解雇されるまで駐車場で止めた自動車で作戦し、解雇者が新規店の解雇に向かうのを見て、自車から降りて新規店に歩いて行ったなどと、具体的な事実関係を明らかにしました。勤務終了時間については、申立人が勤務終了直後に、これから帰宅する旨を締約者に送信したメールや、新規店で買い物

したレシート（買い物をした時刻が打刻されている）を提出しました。

相手方からは、従業員の出勤時間が記された勤務実績表のなかでは、これがシフトどおりの記入であること、そして、これに申立人自身の確認印も押されているという反論もされました。

これに対しては、もともと申立人は甲から残業の計上を禁じられていたうえ、日々申立人が長時間の時間外労働をしていることを甲は認識していながら、数時間でも申立人が残業を記録しただけで、「どうして残業時間がついているの？」などと申立人を問いただし、不機嫌そうな態度をあらわにすることがあり、甲からパワハラ行為を受けていた状況下で、勤務実績表について申立人が実態どおり勤務実績表に出勤時間を記入することなどはしなく反論しました。

また、甲のパワハラについては、申立人が休職を前した後、申立人の締約者が甲やその上司と面談し、上記のパワハラ発言について問いただし、これらの内容の大半を認める書類に甲が署名をしたという事情がありました。

そこで、申立人は、この書類を証拠提出したところ、相手方は、この書類作成時、甲は締約者から威嚇されていたなどと反論し、この書類の信用性について争ってきました。そのため、第1回審判期日に締約者にも出席してもらい、この書類作成の経緯について説明してもらいました。

### 結果

労働審判委員会は、労働時間、パワハラの事実のいずれとも、申立人の主張をおおむね認める心証を得たようで、第2回期日において、時間外手当請求額と損害賠償請求額の合計額の約8割である金200万円を調停が成立しました。

### 本事例から学ぶこと

時間外手当請求事件においては、タイムカードが存在しない、存在しても正確な労働時間を反映していない、パワハラ事件においても、署名の録音がない、といった客観的かつ直接的な証拠が存在しない事案を実務において、多数経験するところですが、

この場合、ほかどのような証拠や事実が存在するかを検討することになります。この点、本件では上記のとおり、労働時間に関しては申立人本人の記録やメール、レシートが、また、パワハラについても、本申立前に締約者が甲に署名させた書類が存在しました。

しかし、上記のいずれの証拠も、それ単独では信用性に疑義が生じてもおおしくなく、仮に本件が本訴で争われたとすれば、これらの証拠の評価を巡って双方が相当努力をかけて主張立証を尽くすことになる。解決までに長時間かかることが見込まれました。

けれども、本件では、第1回期日に、申立人だけでなく、その締約者も出席し、その場で労働審判委員会が、それぞれ証拠の信用性判断に必要な質問をし、速やかに心証を取ったことが、労使双方が結論に納得する理由となり、早期解決につながりました。

【毎月15日号掲載】



佐渡島 啓（さどしま けい）

1973年生まれ。早稲田大学法学部卒業。2002年弁護士登録（埼玉県弁護士会）。埼玉労働法律事務所 顧問（兼任幹事）、埼玉労働法律事務所 顧問、元埼玉弁護士会副会長、解雇、賃金請求、パワハラ、セクハラの労働問題専門家、労災事件（過労死、過労自殺ほか）など、労働事件を多数手がける。著書に、「労使で起きている事7動労法律家」共著（朝日新聞、2014年）、労働者保護ハンドブック 共著（日本評論社、2008年）。

SAITAMA 2015 9 1 No. 364

SAITAMA 2015 9 1 No. 364



---

# 9/10

9/10

27/10 28

9/10 18:30 18:00

3

7-12-1 4

048-862-0355 fax 048-866-0425

500

102-0085 15

TEL 03-3265-8119

●JR 1

● / 3

→

第3回 公正な税制を求める市民連絡会学習会

# 「マイナンバー制度」学習会

## MY NUMBER

「社会保障・税番号制度<マイナンバー>。平成27年10月からマイナンバーの通知、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されます。」として、政府が、積極的に広報を開始しています。

マイナンバーによって、本当に税収が確保され、社会保障の充実に結び付くのでしょうか。セキュリティの問題等、個人のプライバシーが侵害される恐れはないのでしょうか。諸外国では、どのような制度設計がなされており、運用上の問題点として、どのようなことが指摘されているのでしょうか。

公正な税制による社会保障の充実にためには、どのような制度が望ましいのか、この問題を長年研究し、取り組まれてきた白鳳大学の石村耕治教授を講師にお招きします。是非、ご参加ください。

9月10日(木) 18:30～(開場18:00)

講師 石村耕治

講師プロフィール

白鳳大学法学研究科長・教授、専門は税法  
プライバシー・インターナショナル・ジャパン(P I J)代表

会場：主婦連合会会議室(主婦会館プラザエフ3階)

主催：公正な税制を求める市民連絡会

事務局連絡先 弁護士 猪股正 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所  
☎048-862-0355 fax048-866-0425

資料代：500円(経済的に困難な方は無料)

会場：  
主婦会館プラザエフ  
〒102-0085 千代田区六番町15番地  
TEL 03-3265-8119  
●JR四ツ谷駅 麹町口前(歩1分)  
●地下鉄南北線 / 丸の内線 四ツ谷駅(歩3分)





□□□□□□□□□□

# つながるカフェ

## 設立のお知らせ

「つながるカフェ」ってどんなところ？

お茶やお菓子をつまみながら誰かとおしゃべりをしたり、何か困ったことがあったらちょっと相談できたり。

生活保護を利用して生活している方が、ちょっと一息ついてほっとできる場所、そして生活保護を利用する人と支援をする人が交流できる場所です。

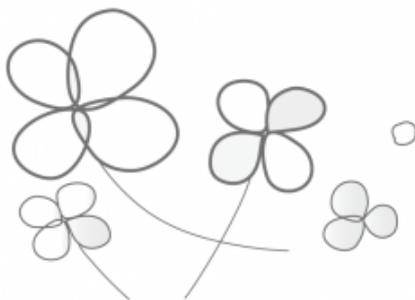
これから月に1回の開催を予定しています。ぜひおひとりからお気軽にお立ち寄りください。



とき：2015年9月11日(金)  
午後6:30～8:30

ところ：埼玉總合法律事務所  
3階大会議室

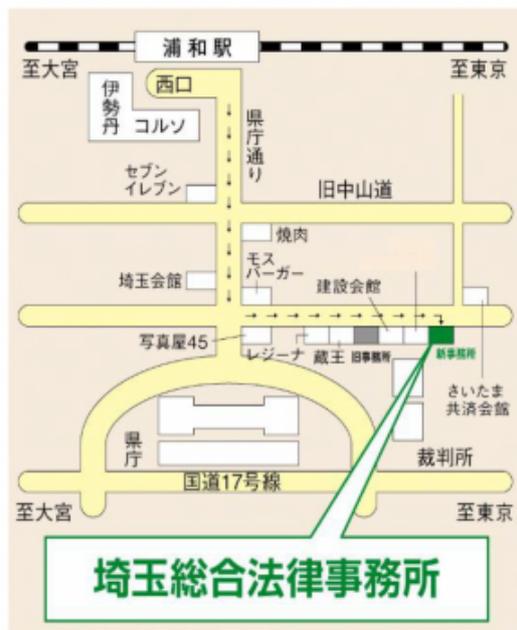
※予約不要、参加費無料です。



主催：反貧困ネットワーク埼玉  
事務局 さいたま司法書士事務所(広瀬)  
でんわ：048-815-6978  
弁護士・司法書士、社会福祉士、臨床心理士などの  
専門家も参加しますので、借金や生活保護に関わる  
ことなど、お困りごとの相談もできます(無料)。

埼玉總合法律事務所  
〒330-0064  
さいたま市浦和区岸町7-12-1  
東和ビル4階

「浦和駅」下車、西口より県庁通りを  
埼玉県庁に向かって進み、県庁手前の  
信号を左折、右側8軒目のビルです。  
駅より徒歩で約10分程度です。







# やさしい相続セミナー & 無料相談会

これから相続が発生したときに困らないように、最新事例に精通した  
弁護士・税理士が分かりやすくお話しします。

平成27年1月に相続税が大きく変わりました。

相続税の納税、申告が必要になる方が大幅に増えます。

円満で円滑な相続を今から準備するため、是非ご参加ください。

**当日は会場にて個別相談会も実施いたします。**



**講師** 埼玉総合法律事務所 弁護士 **野本 夏生**  
税理士法人第一経営 税理士 **尾崎 伊織**

◎開催日: **9月2日(水)**

◎開催時間: **14:00~17:00**

◎会場: **浦和駅東口パルコ 10Fコミュニティセンター第13集会室**  
(セミナーは15:30頃終了。その後個別相談の時間となります)  
定員は会場の都合上50名とさせていただきます。



※誠に申し訳ございませんが、会場・時間の関係上、定員制となっております。定員に達しますと、当日の相談には  
ご対応できない場合があります。その場合には、別途、日を改めて相談をお受けいたします。

〈お問い合わせ先〉埼玉総合法律事務所/小林・萩原 FAXでのお申し込みの場合は、下記記入欄に必要事項をご記入の上

**☎048-862-0355** **FAX 048-866-0425** まで  
お問い合わせ致します。

氏名		参加人数	人
住所		連絡先 電話番号	
個別相談の希望	有り ・ 無し		
相談内容をお選び下さい	相続税・生前贈与・遺言・遺産分割・その他( )		

※皆様からご記入いただいた個人情報については、その他の目的には利用いたしません。

<http://saitamasogo.jp>

<http://www.daiichi-keiei.com>

埼玉総合

で 検索

第一経営

で 検索



□□□□□□□□□□□□□□□□  
FAX□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□PDF)□→□□□□

## 福島被ばく訴訟 裁判傍聴のお願い

被ばくの責任を正面から問うため  
前 双葉町長 井戸川 克隆  
がおこした裁判です。



「絶対安全」と言われていた原子力発電所。その原子力発電所は、私たちのふるさとを奪う存在になりました。  
3月12日、私たちは原子力発電所から出た「死の灰」を浴びました。  
今も私たちの故郷は、「汚染」されたままです。  
安全なふるさとを奪った国・東電を許さない！許せない！

以下の日程で、裁判が開かれます。裁判の後、私たちの今後の決意・行動のご説明を申し上げる会（報告集会）を開きます。裁判の傍聴や報告集会への出席をお願いします。

〔裁判の日時〕

**平成27年8月21日(金)午後2時00分**

**東京地方裁判所 1階 101号法廷**

(〒100-8920 東京都千代田区 霞が関1-1-4)

〔報告集会〕

**平成27年8月21日(金)午後3時00分**

**弁護士会館(東京)5階 (裁判所の隣)**

(〒100-0013 東京都千代田区 霞ヶ関1-1-3)

※ この事件の最初の  
裁判の日です。是非とも  
裁判所と報告集会にご  
出席ください！

〔お問い合わせ・担当事務局〕  
〒330-0063 埼玉県さいたま市  
浦和区岸町7丁目12-1東和ビル4階  
埼玉総合法律事務所  
事務局長 弁護士 猪股正  
電話 048-862-0355  
FAX 048-866-0425

---

# [ ]7/22

---

2015 7 22

3

2015 7 22 13:30

105

B

13:40 15:30

◇

◇

◇ 3

4-13-18

TEL 048-861-2138

NO!

→

～くらしの最低保障引き下げにNO!～

「生活保護基準引下げ違憲訴訟」

## 第3回期日

2015年7月22日(水)13:30～

さいたま地方裁判所(C棟105号法廷)

「くらしの最低保障引き下げにNO!」一斉行動

浦和駅前アピール行動 11:00～12:00(浦和駅西口・東口前)

傍聴行動 12:30～ (さいたま地裁前)

\*傍聴のために地裁前に並びます。傍聴希望者多数の場合は抽選になります。

裁判応援・報告集会 13:40～15:30(埼佛会館)

会場 埼佛会館 (さいたま市浦和区高砂4-13-18)

内容 \*裁判概要

\*みんなで語ろう、暮らしや願い ～参加者のリレートーク～

\*第3回期日報告

一昨年8月、生活保護基準が切り下げられました。今年4月まで3回に渡り、最大で10%の削減がなされました。生活保護基準は、最低賃金や年金、就学援助など多岐の制度に影響が及びます。そうした重要な「暮らしのものさし」が根拠なく決められ、国民の暮らしが脅かされる事態を、何とか押し留めようと25人の人たちが訴訟に立ち上がりました。

多くの人たちとつながり、我が国の「健康で文化的な最低限度の生活」を問うこの訴訟の勝利をめざしていきましょう。  
「生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会」 代表 寺久保光良

<お問合せ>さいたま司法書士事務所(広瀬)

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-10-6 ペルセ高砂404 TEL 048(815)6978 / FAX 048(815)6977

<振込先> 支援カンパを募集しています

埼玉りそな銀行 桶川支店 普通預金4598116

生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会 会計 飛鳥井 行寛





